

**海外 EC を活用した販路拡大・定着支援業務企画提案競技
実施要領**

1 目的

本委託業務は、今後も市場成長が見込まれる ASEAN 地域での EC サイトを活用した県産品の販路拡大を図るため、実店舗での販売支援による商品の認知度向上やファン獲得、現地 EC サイトにおける販売及びプロモーション等を連動して実施し、得られた課題を分析して現地ニーズに合った商品へブラッシュアップすることにより、県内事業者の海外 EC への参入・定着を促し、輸出拡大を図ることを目的とする。

2 業務の名称

海外 EC を活用した販路拡大・定着支援業務

3 委託内容

別添「基本仕様書」のとおり

4 委託期間

契約締結日から最長で令和 9 (2027) 年 3 月 19 日までとする。

5 委託料

12,000 千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

6 支払方法

原則、精算払とする。

7 委託業者の選定方法

企画提案書、見積書等の書類審査及びプレゼンテーションによる企画提案競技方式とする。

8 参加資格要件

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 法人の場合は、応募する対象国・地域に現地法人又は支店を有し、従事予定者は居住していること。個人の場合は、応募する対象国・地域に居住していること。
- (2) 日本産食品の輸出に関する知識を有し、業務経験が 5 年以上であること。
- (3) 宮崎県産食品や企業、産地等の実情に明るいこと。
- (4) 応募する対象国・地域の状況を熟知しており、現地企業等との独自のネットワークを有していること。
- (5) 共同企業体の場合は、以下の要件を満たすこと。
 - ア 共同企業体を構成する少なくとも 1 つの事業者が、(1) の要件を満たすこと。

イ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員として、参加することはできない。

- (6) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていないものとみなす。
- (8) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (9) 国税・都道府県税に未納がないこと。
- (10) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者ではない者。
- (11) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

9 企画提案競技実施の広告方法

宮崎県ホームページにより告知。

10 スケジュール

項 目	日 程
① 実施公告	令和 8 (2026) 年 4 月 15 日 (水)
② 参加申込書、質問書 受付期限	令和 8 (2026) 年 4 月 24 日 (金) 午後 5 時まで
③ 企画提案書、参考資料 受付期限	令和 8 (2026) 年 5 月 7 日 (木) 午後 5 時まで
④ プレゼンテーション	令和 8 (2026) 年 5 月 13 日 (水) 午後予定
⑤ 選定結果の通知	令和 8 (2026) 年 5 月 15 日 (金) 以降

11 企画提案競技の方法

(1) 参加申込書の提出

- ① 提出場所 本要領 17 の書類提出先まで
- ② 提出期限 令和 8 (2026) 年 4 月 24 日 (金) 午後 5 時まで
- ③ 申込方法 電子メールにて、参加申込書（様式第 1 号）を提出するものとする。

県が提出メールを確認後、受領の旨を応募者に電子メールで連絡するので、連絡がない場合は、電子メール又は電話で問い合わせを行うこと。

(2) 質問及び回答

- ① 提出場所 本要領 17 の書類提出先まで
- ② 提出期限 令和 8 (2026) 年 4 月 24 日 (金) 午後 5 時まで

- ③ 提出方法 電子メールにて、質問書（様式第2号）を提出するものとする。
県が提出メールを確認後、受領の旨を質問者に電子メールで連絡するので、連絡がない場合は、電子メール又は電話で問い合わせを行うこと。
- ④ 回答期限 質問に対する回答は、県が質問を受領した日より原則3日以内（土日祭日を除く）に、質問者に対して電子メールで行う。ただし、企画提案の実施に影響のある事項であった場合については、応募者全員に電子メールで連絡する。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類

下記のア～ケまでを1セットとし、これを企画書と呼ぶ。

- ア 企画提案競技参加申請書（様式第3号）：原本1部
- イ （共同企業体を構成する場合）共同企業体協定書（様式第4号）：原本1部
- ウ 使用印鑑届出書（様式第5号）：原本1部
- エ （代理人を選定した場合）委任状（様式第6号）：原本1部
- オ 会社概要（様式第7号）：原本1部、コピー6部
- カ 企画提案書（A4版・様式は任意）：原本1部、コピー6部
- （ア）全体コンセプト
- （イ）業務構成概要
- （ウ）業務実施イメージ等
- （エ）事業計画書
- （オ）スタッフ体制
- キ 見積書及び見積明細書：原本1部、コピー6部
- （ア）各業務の積算内容が分かるように記載すること。
- （イ）宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。
- （ウ）消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- ク 業務実績（既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績又はこの委託業務と同種、同規模以上の業務実績）：原本1部、コピー6部
- ケ 誓約書（様式第8号）：原本1部、コピー6部

② 提出場所 本要領17の書類提出先まで

③ 提出期限 令和8(2026)年5月7日(木)午後5時まで

④ 提出方法 持参又は送付とする。送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても、5月7日(木)午後5時までに必着とする。

⑤ 作成に当たっての留意事項

ア 応募する企画書は1案に限る。

イ 提出後における企画書の再提出、差替えは一切認めない。

ウ 企画書は次のとおりとする。

- ・ 原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。（A3判の使用はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、横折込とする。）
- ・ 両面印刷とする。（用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下開きとするただし、構成上必要な部分においては片面でもよい。）

- ・ 表紙、目次（添付書類一覧表を含む）を付け、ページ下にはページ番号をふること。
- エ 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。
- なお、企画提案者の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

12 企画提案の審査方法

企画書及び提案者からのプレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、提出された企画書について次のとおり、最も優れた提案を選定する。

なお、5者以上の申し込みがあった場合、事前に書類選考を行い、評価の高い5者を審査対象とする。

- (1) 日 時 令和8(2026)年5月13日(水)午後1時30分から(予定)
 - ※ 具体的な時間割については、参加者毎に別途連絡する。
 - ※ 日時は、参加者の数等により変更する場合がある。
- (2) 場 所 宮崎県庁 8号館4階 第1会議室(宮崎市橘通東2丁目10番1号)
 - ※ オンラインでの参加も可とする。(Microsoft Teamsを使用)
- (3) 説明時間等
 - ① 説明時間 20分以内
 - ② 質疑 10分以内
 - ③ 入替時間 5分以内
- (4) 実施方法
 - ① 参加者は、提出した企画書の内容について説明する。
 - ② 企画書の説明の後に、説明内容等について質疑を行う。
 - ③ 審査会場の入場者は原則1提案者当たり3名以内とし、主たる説明者を1名、それを補佐する者を2名以内とする。
 - ④ 審査基準は、海外ECを活用した販路拡大・定着支援業務企画提案競技審査基準書による。
 - ⑤ 全プレゼンテーションの終了後、審査委員会において、提出された企画書と審査員による審査結果を総合的に判断し、本業務の委託候補者を決定する。
- (5) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず、電子メールにより通知することとし、個別の問い合わせには応じない。

審査結果については、通知後、宮崎県ホームページにて公表する。

13 契約の締結等

- (1) 委託候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定(性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。)により、予算の範囲内で随意契約を行う。その際、企画提案の内容は、協議のうえ変更する場合がある。
- (2) 委託候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。
- (3) 契約手続に要する費用は、候補者負担とする。

14 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

15 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、その企画提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者、又は候補者決定までに上記 8 の要件を満たさなくなった
- (2) 企画書に虚偽の記載をした者
- (3) 2 件以上の企画提案をした者
- (4) 所定の日時及び場所に企画書を提出しなかった者
- (5) 2 人以上の代理人をした者
- (6) 見積書の金額、氏名、印影、重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者
- (7) その他無効とするに足る事実が明らかになった場合

16 その他の留意事項

- (1) 提出された資料は返還しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (3) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 見積額については県と委託候補者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書の提出を求める。
- (5) 審査経緯についての問い合わせには一切応じない。また、審査結果についての異議申し立ては認めない。
- (6) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則及び物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める規則（平成 7 年宮崎県規則第 69 条）による。

17 書類提出先

〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号

宮崎県商工観光労働部

国際・経済交流課 物産・海外展開担当

E-mail : kokusai-keizaikoryu@pref.miyazaki.lg.jp

TEL : 0985-26-7113（物産・海外展開担当直通）